

## 社会福祉法人西会津町授産場 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西会津町授産場（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(会議出席報酬等)

第2条 役員等が理事会、会計監査、評議員会に出席したときは、別表1に定める報酬及び役員の費用弁償規程に基づき旅費（日当を除く）を支給するものとする。

(業務報酬等)

第3条 役員等が、法人及び施設の運営のための業務に従事した場合は別表1に定める報酬及び役員の費用弁償規程に基づき旅費を支給するものとする。

(理事長報酬)

第4条 役員等のうち、理事長に対しては年額で報酬を支払うものとし、その額は別表2のとおりとする。

2 理事長に対しては会議出席報酬及び業務報酬は支給しない。

(重複支給の禁止)

第5条 役員等が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、重複して支給しない。

2 当法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

附則 この規程は、平成29年6月 日から施行する。

別表1

名 称	日 額	支 給 日
会議出席報酬	3,000 円	その都度
業務報酬	3,000 円	その都度

※上記の報酬は所得税控除後の金額とする。

別表2

名 称	年 額	支 給 回 数
理事長報酬	120,000 円	年額の4の1を 4回に分けて

※上記の報酬は所得税控除後の金額とする。